

エイジフレンドリー補助金活用好事例

～ゴルフ場で働く高年齢労働者の熱中症予防対策のため空調服を購入～

事例提供事業場情報

事業場名：株式会社朝日ターフメンテナンス
所在地：千葉県我孫子市
業種：ゴルフ場（コース管理業務）
労働者数：79人
(高年齢労働者数は内34人)
企業規模：中小企業

エイジフレンドリー補助金活用概要

利用コース：労働災害防止コース（旧名称）
対策内容：**熱中症防止対策**
対策詳細：熱中症防止対策として、体温を下げるための機能ある服を全労働者分購入。
購入機器：**空調服34着**
補助金額：対象経費の**1/2**

エイジフレンドリー補助金活用内容

Q1. **事業概要**を教えてください。

A1. 当社はゴルフ場の芝生管理（グリーンキーパー）を屋外で行っており、作業員の半数が高齢者です。

Q2. 補助金をどのように知りましたか？

A2. 同業他社が補助金を活用して熱中症対策（空調服の購入）をしたと聞き興味を持ちました。

Q3. 補助金を活用して**空調服を購入した理由**を教えてください。

A3. 当社では、熱中症予防のため塩分・水分補給の徹底と休憩時間も十分取ることとしていますが、これに加え**空調服も着用すれば、より熱中症予防に効果的**だと思い購入することとしました。また、過去に**熱中症**になって従業員が倒れたということもありました。

Q4. **使った人の感想**はどうでしたか？

A4. 空調服を着用する前と比べると**涼しさが全く違う**という意見が多いです。猛暑日等では、冷却タオル等も併用するという工夫も自分たちで始めてより熱中症リスクを低減できるようにしています。

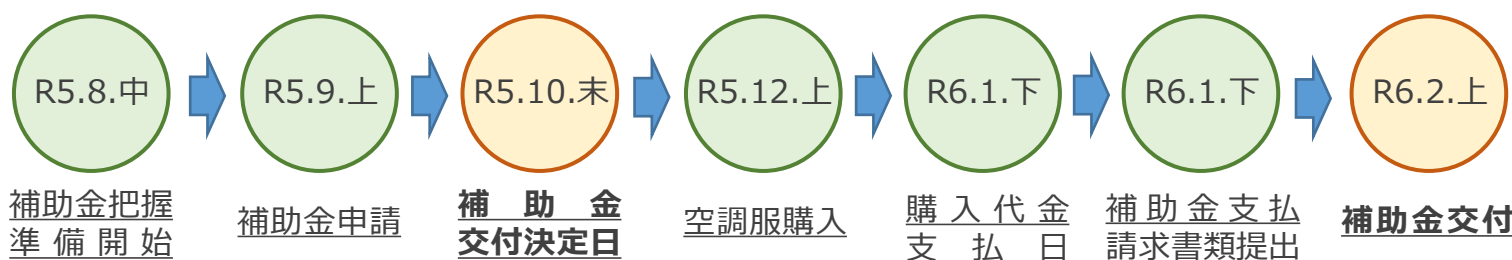
Q5. **補助金活用の感想・意見**を教えてください。

A5. 熱中症リスク低減のため、空調服の購入は以前から考えていました。補助金の活用により**高年齢者34人分**の空調服の**購入費用を半分に抑える**ことができました。補助金が無ければ、空調服の購入はしていなかったかもしれません。



【購入した空調服の写真】

当時の申請の流れ



令和7年度エイジフレンドリー補助金を積極的にご活用ください！！（裏面参照👉）

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内（抜粋版）

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。
全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

安全衛生対策コース名		補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4 / 5 ・上限額 100万円（消費税を除く）		・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、 優先順位の高い労働災害防止対策 に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 高齢労働者（60歳以上） が常時1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1 / 2 ・上限額 100万円（消費税を除く）		・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	
熱中症予防対策プラン		・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3 / 4 ・上限額 100万円（消費税を除く）	転倒防止	・労働者の転倒災害防止のため、 専門家による身体機能のチェック 及び 専門家による運動指導を受けるために要する経費 （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 労働者（年齢要件なし） が常時1名以上就労していること
	腰痛予防	・労働者の腰痛災害の予防のため、 専門家による身体機能のチェック 及び 専門家による運動指導を受けるために要する経費 （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
IV コラボヘルスコース ・補助率 3 / 4 ・上限額 30万円（消費税を除く）		・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

交付申請書類受付期限 令和7年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限 令和8年 1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類 送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
	申請担当	支払担当
お問合せ先	電 話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	電 話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086
	平日10：00～12：00/13：00～16：00 （土日祝休み、平日12：00～13：00は電話に出ることができません） ＜8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く＞	

エイジフレンドリー補助金についての詳細は右のQRコードから
厚生労働省ホームページにアクセスしご確認ください。



（R7.5）